

田原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第 3 版

2012 年 3 月策定
2021 年 4 月 一部改定
2023 年 4 月 一部改定

田原市

目 次

第1章 背景

- 1 計画の背景 1

第2章 計画改定の趣旨

- 1 これまでの計画策定、改定の経緯及び旧計画の概要 3
- 2 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況 4
- 3 計画改定の方針 5

第3章 基本的事項

- 1 事務事業編の目的及び上位計画や関連計画の位置づけ 6
- 2 対象とする範囲 6
- 3 対象とする温室効果ガスの種類 6
- 4 計画期間 7

第4章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガスの算定方法 8
- 2 基準年度 8
- 3 温室効果ガス排出量及び内訳 8
- 4 温室効果ガス排出量の分析結果 10
- 5 削減目標 10

第5章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針 12
- 2 取組内容 12

第6章 進捗管理の仕組み

- 1 推進体制 16
- 2 計画の見直し 16
- 3 結果の公表 16

- 参考資料 17

第 1 章 背景

1 計画の背景

(1)地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化対策をめぐっては、2015年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命から比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが掲げられました。

日本では、2016年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、温室効果ガス削減の中期目標を、2030年度に2013年度比で26.0%削減することとされました。

2020年10月には菅内閣総理大臣による所信表明演説においては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言され、2020年11月には、衆参両院において気候非常事態宣言が可決されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画が改定され、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示され、2030年度目標への対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また同時期に、政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

(2)地球温暖化問題に関する田原市の動向

本市では、地球温暖化やエネルギー問題などの地球規模の課題に対処し、地域資源を活用した環境と共生する豊かで持続可能な地域を目指す、たはらエコ・ガーデンシティ構想の実現に向け、2004年3月に、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画を策定するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づく田原市地球温暖化対策率先実行計画を策定しました。

その後、2012年に田原市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）を策定し、本市の事務事業に関して温室効果ガスの排出抑制等の取組みを推進してきました。そして、2021年1月には、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「たはらゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

2023年には、上位計画である、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画及び地球温暖

化対策実行計画（区域施策編）の改定を行い、本市においても 2030 年度に二酸化炭素排出量について 2013 年度比で 46%の削減を目指していくこととしました。

本市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については、更なる地球温暖化対策の推進に向けて取り組むため、前述の国等の動向や本市の地球温暖化対策関連計画の改定を踏まえ、事務事業編第 2 版の改定を行うものです。

第 2 章 計画改定の趣旨

1 これまでの計画策定、改定の経緯及び旧計画の概要

本市においては、2012 年に田原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組を進めてきました。

第 1 版では、温室効果ガス削減の算定対象は二酸化炭素のみとし、省エネ法に基づく算定方法により温室効果ガス排出量を算定しました。事業所のエネルギー使用量に係る原単位の年平均 1%以上削減を目標とする省エネ法に基づき、2010 年度を基準年度として、2020 年度の二酸化炭素排出量を 9%削減することを目標としました。

第 2 版では、温対法第 2 条第 3 項に記載されている温室効果ガスであるメタンと一酸化二窒素を新たに算定対象としました。また、公用自動車の燃料の使用や走行に伴う二酸化炭素排出量、2019 年度まで PFI 方式、2020 年度から直営で運営している田原リサイクルセンター炭生館の二酸化炭素排出量を算定に加え、2019 年度を基準年度として、2030 年度の二酸化炭素排出量を 18.5%削減することを目標としました。

2 旧計画までの取組の実施状況及び目標達成状況

2012 年に策定した第 1 版では、温室効果ガス削減の算定対象は二酸化炭素のみとし、省エネ法に基づく算定方法により温室効果ガス排出量を算定しており、2010 年度を基準年度として、2020 年度の二酸化炭素排出量を 9%削減することを目標としました。

第 1 版の目標達成状況については、2019 年度(2020 年度改定のため、把握可能な直近年の実績)の温室効果ガス排出量は 2010 年度比で 12.6%減となっており、目標とする 9%削減を達成しています。

2021 年に改定した第 2 版では、2019 年度を基準年度として、2030 年度の二酸化炭素排出量を 18.5%削減することを目標としました。

第 2 版の目標達成状況については、2019 年度から 2021 年度までの本市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の推移は、2021 年度の温室効果ガス排出量は 2019 年度比で 11.8%減であり、軽油と下水処理量以外の二酸化炭素排出量については減少もしくは横ばい傾向であるため、概ね目標値達成ペースで推移していると考えられます。

表 1 温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

温室効果 ガスの種類	項目		2019年度	2020年度	2021年度	2030年度 目標値
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料 使用量	ガソリン	223	197	218	201
		軽油	171	152	177	154
		灯油	810	804	768	729
		A重油	307	271	223	276
		LPG	170	148	124	153
	電気使用量		11,928	10,829	10,274	9,581
小計			13,609	12,401	11,784	11,094
メタン (CH ₄)、 一酸化二窒 素 (N ₂ O)	自動車の走行距離		10	9	10	10
	下水 処理量	下水	286	299	310	307
		し尿及び 浄化槽処理 (処理対象)	11	10	10	0
	一般廃棄物の焼却量		893	861	945	893
			288	263	262	0
小計			1,488	1,442	1,537	1,210
合計			15,097	13,843	13,321	12,304

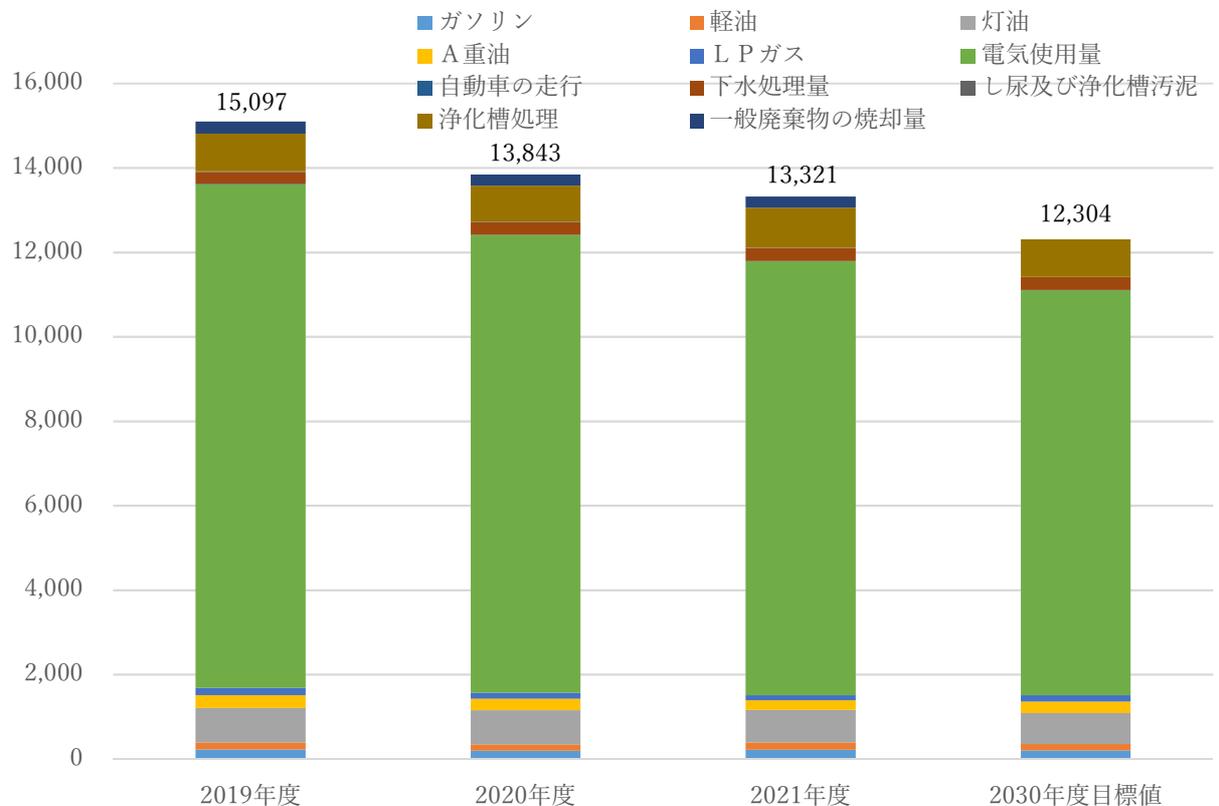


図 1 温室効果ガス排出量の推移

3 計画改定の方針

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」では、2030年度までに2013年度比で50%削減することを目標としています。これに合わせ、本市の削減目標においても、2030年度に2013年度比で50%削減することとします。

また、「たはらゼロカーボンシティ」の実現に向けて、国の方針等を踏まえ、市公共施設へのLED照明の導入割合を2030年までに100%を目指すこと、太陽光発電設備を設置可能な建築物（敷地含む）の50%に設置することを目指すこととし、脱炭素に向けて一層の取組を進めていきます。

第3章 基本的事項

1 事務事業編の目的及び上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、温対法第21条の規定により策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画です。国等の環境関連計画を踏まえ、上位計画である、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図るものとし、

本市の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

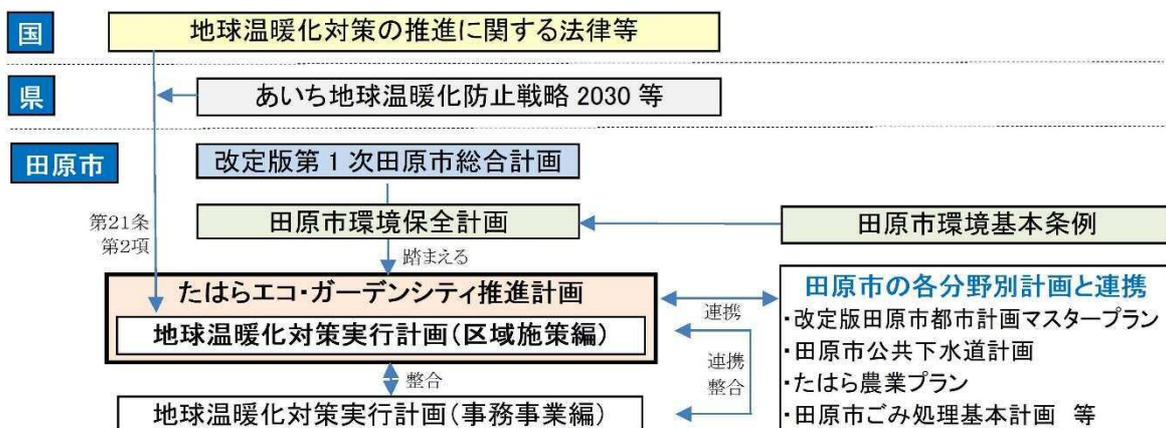


図2 計画の位置づけ

2 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、温対法第21条に基づき出先機関を含めた本市が行う全ての事務事業とし、指定管理制度、PFIによる管理施設を含めた全ての施設を対象とします。

3 対象とする温室効果ガスの種類

本計画が対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)とします(表2)。

ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)については、本市の事務事業による排出量が少ないため計画の対象外とします。

なお、メタン、一酸化二窒素については、それぞれの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素としての排出量に換算します。

表 2 対象とする温室効果ガスの種類と主な排出源

温室効果ガスの種類	主な排出源	温室効果ガス排出量算定の対象	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用	ガソリン、軽油、灯油、A 重油、LP ガス、都市ガスの使用量	1
	電気の使用	電気使用量	
メタン (CH ₄)	自動車の走行	公用車の走行距離	25
	下水の処理	下水浄化センターの下水処理量 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	公用車の走行距離	298
	下水の処理	下水浄化センターの下水処理量 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量	

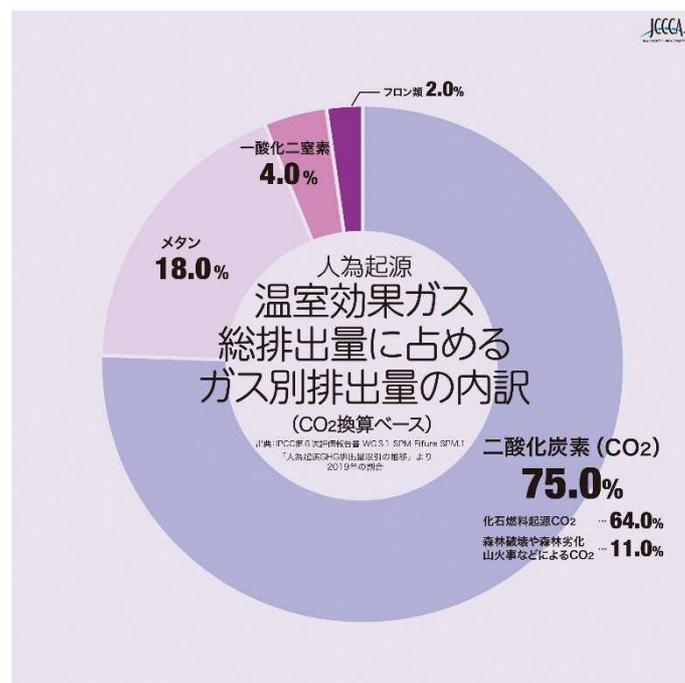


図 3 2019 年における温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量の内訳
出典：IPCC 第 6 次評価報告書（全国地球温暖化防止活動推進センターHP より）

4 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

第 4 章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

1 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省策定の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき、各項目の活動量に排出係数を乗じ、表 2 の地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素排出量に換算して算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量 (CO}_2\text{ 換算)} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※活動量とは、電気使用量やガソリン使用量など、温室効果ガス排出をもたらす活動の規模を示すものです。

※各温室効果ガスの排出量の算定方法、排出係数については参考資料参照 (P. 17)

2 基準年度

政府実行計画を踏まえ、基準年度は 2013 年度とします。

3 温室効果ガス排出量及び内訳

2013 年度の温室効果ガス排出量は表 3 のとおりです。

表 3 基準年度(2013 年度)の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	項目	活動量	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	
二酸化炭素(CO ₂)	燃料使用量	ガソリン	100,716 L	234
		軽油	78,837 L	204
		灯油	338,618 L	843
		A 重油	245,600 L	665
		LPG	125,112 kg	375
	電気使用量	26,245,614 kWh	11,928	
小計			14,249	
メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行距離		1,385,400 km	11
	下水処理量	下水	3,216,130 m ³	224
		し尿及び	8,987 m ³	11
	浄化槽処理(処理対象人数)		43,514 人	940
	一般廃棄物の焼却量		18,219 m ³	308
小計			1,494	
合計			15,743	

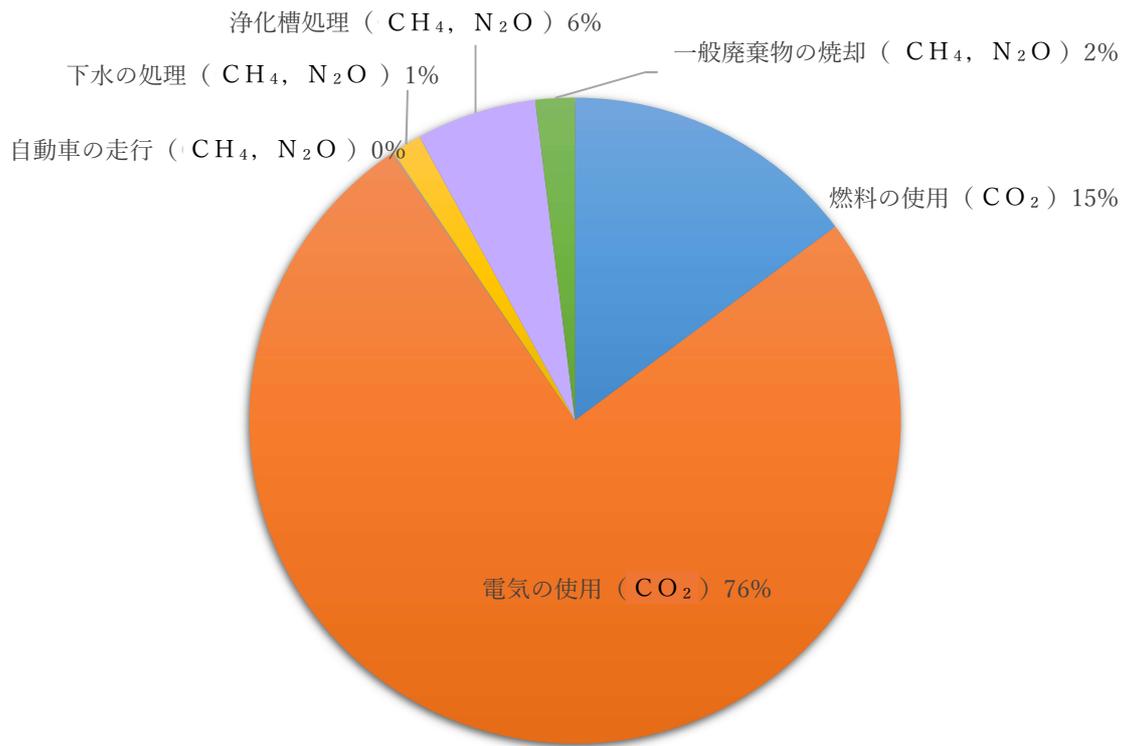


図 4 2013 年度における活動種別ごとの温室効果ガス排出量割合

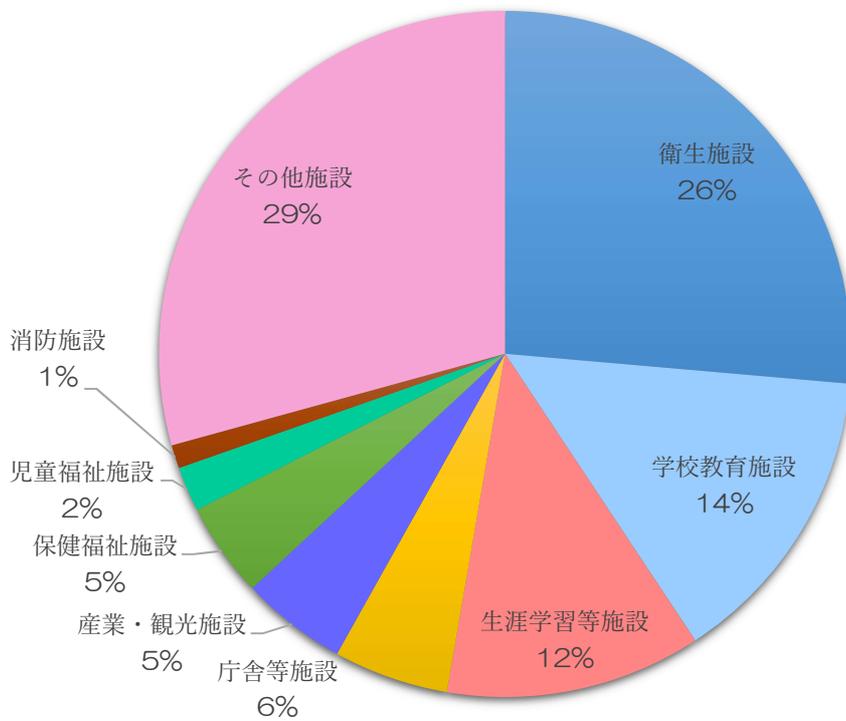


図 5 2013 年度における施設種別ごとの二酸化炭素排出量割合
(燃料・電気の使用による)

4 温室効果ガス排出量の分析結果

2013年度の温室効果ガス排出量は15,743t-CO₂であり（表4）、その内二酸化炭素が90%を占めています（図4）。

温室効果ガス排出量の活動種別の内訳では、電気の使用に伴うものが最大であり、全体の76%を占めています。次いで、燃料の使用、浄化槽処理となっています。

施設種別の内訳では、多いものから順に衛生施設26%、学校教育施設14%、生涯学習施設12%となっています（図5）。

5 削減目標

目標年度（2030年度）における本市の事務事業に関する温室効果ガス総排出量を、基準年度（2013年度）比で50%削減（※）することを目標とします。

表4 活動種別ごとの温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガスの種類	項目		基準年度 (2013年度) (t-CO ₂)	目標年度 (2030年度) (t-CO ₂)	削減率
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料 使用量	ガソリン	234	140	40%
		軽油	204	122	40%
		灯油	843	506	40%
		A重油	665	133	80%
		LPG	375	75	80%
	電気使用量		11,928	5,721	52.0%
小計		14,249	6,697	53.0%	
メタン (CH ₄)、 一酸化二窒 素(N ₂ O)	自動車の走行距離※1		11	11	-
	下水処理 量※2	下水	224	224	-
		し尿及び浄化槽汚泥※3	11	0	皆減
	浄化槽処理(処理対象人数)※2		940	940	-
	一般廃棄物の焼却量※4		308	0	皆減
小計		1,494	1,174	-	
合計		15,743	7,872	50%	

※1 自動車の走行距離から算出される温室効果ガス排出量は小さく、事務事業全体に占める割合が極小であるため、削減率の目標は設けないこととします。

※2 市民等の活動量により増減し、外的要因による影響が大きいため、削減率の目標は設けないこととします。

※3 衛生センター廃止に伴い、し尿及び浄化槽汚泥は下水処理場に搬入するため、皆減となります。

※4 ごみ処理広域化に伴い、市内における事務事業としての一般廃棄物の焼却量は皆減となります。

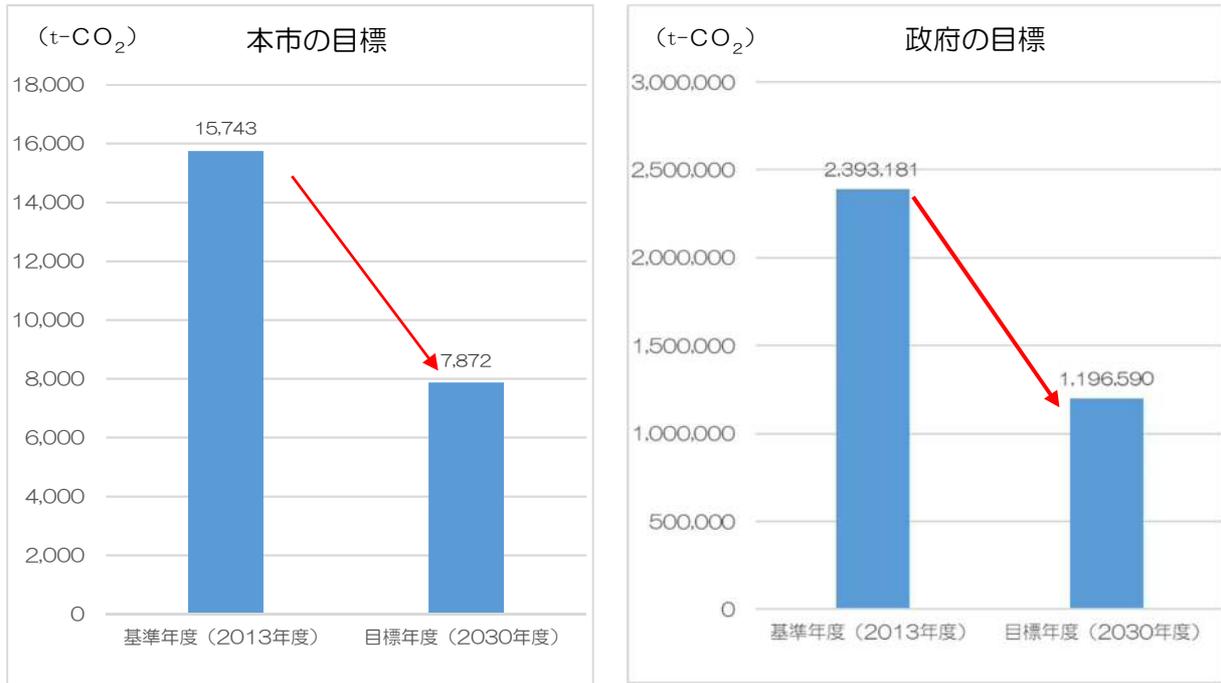


図 6 温室効果ガス総排出量の削減イメージ

第 5 章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガス排出量の削減のため、電気等エネルギー使用による温室効果ガスの排出に重点を置き、取組を実施します。

市の事務事業による環境負荷低減のため、省資源の取組など環境配慮の推進に関する取組も併せて実施します。

2 取組内容

(1) 省エネルギーの推進

項目	具体的取組
空調機器の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○適正温度の管理（冷房 28℃、暖房 19℃を目安とする） ○クールビズ・ウォームビズの実施（市民等が参加する会議等を含む） ○運転終了時間の繰り上げ（余熱利用） ○緑のカーテンの実施 ○導入・更新時の高効率機器の選択
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○使用していない時間の消灯の徹底 ○始業前、昼休み及び終業時の不要なエリアの消灯の徹底 ○廊下等での自然光の利用 ○不要な照明の間引きの検討 ○夜間照明の最小化 ○照明の LED 電球・蛍光灯への更新の検討 ★LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする
OA 機器等の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○業務に支障のない範囲での OA 機器や電化製品の主電源 OFF（待機電力の節減） ○節電・待機モードの設定 ○導入・更新時の高効率機器の選択 ○用途に見合った適正規模の機器の選択
職員のエレベーターの使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター使用抑制・積極的な階段の利用（傷病時や荷物運搬時を除く）
業務の効率化、労働時間の短縮化	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉退庁デー、ノー残業デーの実施
給湯設備等の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○給湯温度、冷蔵庫の温度設定管理の徹底 ○職員の水筒持参

項目	具体的取組
公用車の効率運転と適正運転	<ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブの徹底（アイドリングストップ、暖機運転の抑制、急発進・急加速の抑制、エアコンの適正使用） ○近距離移動時の徒歩又は自転車利用 ○出張時の公共交通機関の利用 ○走行ルート合理化、相乗りの敢行
車両の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○車両買換え時にゼロエミッション車へ移行（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車） ○タイヤの空気圧調整等の定期的な点検整備の実施
エネルギー管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討 ○省エネルギー診断の実施の検討
公共施設の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の統廃合や複合化の検討 ○施設の維持管理に係る情報の一元的な管理によるコスト削減 ○人口減少・少子高齢化、市民ニーズやライフスタイルの変化に応じた行政サービスの提供、機能の見直し
デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続のオンライン化などのデジタル化の推進



用語解説

BEMS (Building Energy Management System) …ビル内で使用する電力の使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システム。

(2) 再生可能エネルギーの推進

項目	具体的取組
再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ★2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す ○公共施設のZEB化の検討 <ul style="list-style-type: none"> ★今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す
環境価値のある電力の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン電力、CO₂排出係数の低い電力の購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ★2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする



用語解説

ZEB (Net Zero Energy Building) …省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることでエネルギー消費量を正味でゼロとすることを目指した建物。削減量に応じて、ZEB (100%以上削減)、Nearly ZEB (75%以上削減)、ZEB Ready (50%以上削減)、ZEB Oriented (延べ面積 10,000 m²以上の建物で集会所等では 30%、事務所、学校等では 40%以上削減) というカテゴリーに分けて定義される。本計画における「ZEB Oriented 相当」は建築物の規模の大小によらないものとする。

グリーン電力…太陽光、風力、バイオマスなど自然を利用した再生可能エネルギーでつくった電気

(3) 省資源・リサイクルの推進

項目	具体的取組
用紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス化の推進 (文書管理システムの利用、電子メールの活用) ○書面規制の見直し ○両面印刷、両面コピーの徹底 ○ミスプリント用紙の裏面利用の励行 ○印刷物の種類や発行数量、ページ数等の検討・削減
封筒使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み封筒の再利用
廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> ○雑紙の分別の徹底 ○ファイル類の再使用 ○使い捨て製品の使用の抑制
備品等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○不用品の他部署での再利用 ○不用品の官公庁オークションへの出品
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○分別廃棄が容易な製品の選択
水道使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○節水の励行 ○節水型機器の導入の検討

(4) 環境に配慮した上下水道事業・ごみ処理事業の運営

項目	具体的取組
環境に配慮した上下水道事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の統廃合を検討 ○汚水処理施設の統廃合を検討 ○下水道施設への接続を促進
環境に配慮したごみ処理事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○豊橋田原ごみ処理広域化の推進 ○バイオマス利活用における生ごみ資源化の推進 ○ごみ中継施設の建設

(5)環境に配慮した公共工事の実施

項目	具体的取組
環境に配慮した工事の推進	○環境配慮型施工方法の採用 ○建設廃棄物の減量化と適正処理の推進 ○建設副産物の発生抑制とリサイクル推進 ○建築物等における木材利用の推進

(6)環境に配慮した物品等の調達

項目	具体的取組
再生品等の使用	○古紙配合紙など環境負荷を軽減する用紙の選択 ○エコマーク製品、再生品・環境配慮品の選択 ○簡易包装や詰め替えが可能な製品の選択

(7)その他の取組

項目	具体的取組
職員の意識啓発	○職員への情報提供・啓発 ○職員の意識向上を図るための環境配慮行動実行状況調査の実施
エコ通勤の推進	○エコ通勤デーの実施（毎月第3水曜日） ○公共交通機関、相乗り、自転車、徒歩による通勤の奨励

第6章 進捗管理の仕組み

1 推進体制

本計画を推進するために、たはらエコ・ガーデンシティ庁内推進本部において実施状況の点検と評価を行います。

たはらエコ・ガーデンシティ庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」という。）において、第5章に記載する取組内容について調整を行い、各課室へ指示をします。

部署ごとの取組を進めるため、各課室の長が責任者として取組の管理・監督を行います。各課室においてエネルギー使用量削減等の取組を推進し、その状況を事務局に年1回報告します。

事務局は、環境政策課に置き、各課室から報告された実施状況を取りまとめ、その結果を庁内検討会議に報告します。

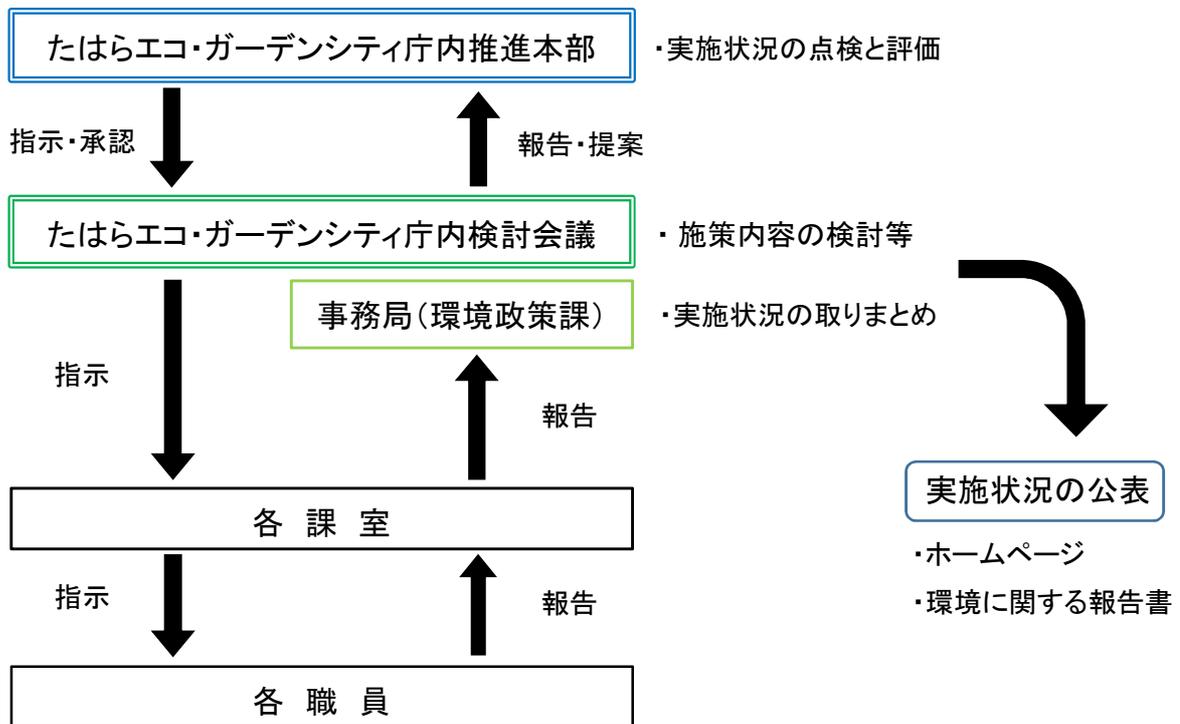


図7 推進体制

2 計画の見直し

本計画の実施状況、社会情勢等をもとに、適宜計画の見直しを行います。

3 結果の公表

実施状況については、市のホームページで毎年度公表します。

参考資料

1 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 活動量を把握するための実態調査の方法

- ・ 温対法・省エネ法に基づく市施設のエネルギー使用量調査（財政課所管）
- ・ 公用車使用実績調査
- ・ 下水等処理量、廃棄物処理量の把握

3 温室効果ガス排出量算定方法及び排出係数一覧

① 燃料の燃焼に伴う排出量

二酸化炭素排出量 (kg-CO₂)

$$= \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

※燃料の種類ごと算定後に合計

各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数一覧

燃料の種類	燃料使用量の単位	単位発熱量 (MJ/L、MJ/kg)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)
ガソリン	L	34.6	0.0183
灯油	L	36.7	0.0185
軽油	L	37.7	0.0187
A重油	L	39.1	0.0189
液化石油ガス (LPG)	kg	50.8	0.0161

② 電気の使用に伴う排出量

二酸化炭素排出量 (kg-CO₂) = 電気使用量 × 電気供給者ごとの排出係数 (※)

※N年度に行う「温室効果ガス総排出量」(N-1年度実績)の算定には、N-2年度実績を用いることとする。

電気事業者別排出係数 (令和2年度) ※本市における令和3年度実績に該当する事業者のみ記載

電気事業者名	基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)
中部電力(株)	0.449
(株)ホープ	0.468
日立造船(株)	0.175

③ 自動車の走行に伴う排出量

メタン排出量 (kg-CH₄) = 走行距離 × 排出係数

一酸化二窒素排出量 (kg-N₂O) = 走行距離 × 排出係数

※自動車の種類ごと算定後に合計

自動車の走行に伴うメタン・一酸化二窒素の排出係数

燃料の種類	自動車の種類	メタンの排出係数 (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素の排出係数 (kg-N ₂ O/km)
ガソリン	普通・小型自動車(定員10名以下)	0.000010	0.000029
	普通・小型自動車(定員11名以上)	0.000035	0.000041
	軽乗用車	0.000010	0.000022
	普通貨物車	0.000035	0.000039
	小型貨物車	0.000015	0.000026
	軽貨物車	0.000011	0.000022
	普通・小型・軽特殊用途車	0.000035	0.000035
軽油	普通・小型自動車(定員10名以下)	0.000002	0.000007
軽油	普通・小型自動車(定員11名以上)	0.000017	0.000025
	普通貨物車	0.000015	0.000014
	小型貨物車	0.0000076	0.000009
	普通・小型特殊用途車	0.000013	0.000025

④ 施設における下水等の処理に伴う排出

$$\text{メタン排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \text{処理量} \times \text{排出係数}$$

$$\text{一酸化二窒素排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \text{処理量} \times \text{排出係数}$$

施設における下水等の処理に伴うメタン・一酸化二窒素の排出係数

施設の種類(該当施設名)	メタンの排出係数 (kg-CH ₄ /m ³)	一酸化二窒素の排出係数 (kg-N ₂ O/m ³)
終末処理場 (田原浄化センター、赤羽根浄化センター、渥美浄化センター)	0.00088	0.00016
し尿処理施設 (衛生センター)	0.038	0.00093

⑤ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出

$$\text{メタン排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \text{処理対象人数} \times \text{排出係数}$$

$$\text{一酸化二窒素排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \text{処理対象人数} \times \text{排出係数}$$

浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴うメタン・一酸化二窒素の排出係数

メタンの排出係数(kg-CH ₄ /人)	一酸化二窒素の排出係数(kg-N ₂ O/人)
0.59	0.023

※農業集落排水施設は浄化槽法に基づく浄化槽であるため、本区分で算定する。

⑥ 一般廃棄物の焼却に伴う排出

$$\text{メタン排出量 (kg-CH}_4\text{)} = \text{焼却量} \times \text{排出係数}$$

$$\text{一酸化二窒素排出量 (kg-N}_2\text{O)} = \text{焼却量} \times \text{排出係数}$$

一般廃棄物の焼却に伴うメタン・一酸化二窒素の排出係数

施設の種類(該当施設名)	メタンの排出係数 (kg-CH ₄ /t)	一酸化二窒素の排出係数 (kg-N ₂ O/t)
連続燃焼式焼却施設 (田原リサイクルセンター炭生館)	0.00095	0.0567

4 燃料・電気の使用による二酸化炭素排出量の多い施設一覧(2021 年度実績)

No	施設種別	施設名称	燃料 (t-CO ₂)	電気 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
1	衛生	田原リサイクルセンター炭生館	621	2,265	2,886
2	学校教育	田原市給食センター	0	809	809
3	生涯学習等	田原文化広場(地域文化広場)	8	636	644
4	その他	田原浄化センター	0	573	573
5	庁舎等	田原市役所本庁舎	0	524	524
6	その他	衛生センター	128	141	269
7	その他	和地受水場	0	246	246
8	衛生	田原斎場	122	108	230
9	生涯学習等	田原市博物館	0	208	208
10	生涯学習等	田原市渥美文化会館(旧中央公民館) 〈旧農村環境改善センター〉	0	196	196
11	その他	野田排水施設	0	191	191
12	その他	蔵王増圧ポンプ場	0	126	126
13	その他	田原中継ポンプ場	0	121	121
14	その他	東馬洗浄水場	0	118	118
15	その他	蔵王配水池送水ポンプ	0	118	118
16	その他	渥美浄化センター	0	117	117
17	その他	神戸排水施設	0	117	117
18	その他	大久保排水施設	0	96	96
19	その他	小中山排水施設	0	95	95
20	保健・福祉	田原市田原福祉センター(含立駐)	51	42	93
21	衛生	田原市東部資源化センター	10	82	92
22	その他	岬中部排水施設	0	86	86
23	その他	高松排水施設	0	82	82
24	その他	若戸排水施設	0	75	75
25	保健・福祉	田原市渥美福祉センター	35	40	75
26	その他	加治増圧ポンプ場	0	71	71
27	その他	田原市第二東部最終処分場	2	67	69
28	衛生	旧田原市リサイクルセンター	0	69	69
29	その他	赤羽根浄化センター	0	68	68
30	産業・観光	田原観光情報サービスセンター (道の駅田原めつくんはうす)	0	66	66

5 市公共施設への太陽光発電施設導入状況

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
1998	県立渥美農業高等学校	3.24	
1999	光崎団地集会場	3	
2000	渥美福祉センター（あつみライフランド）	20	
	市立東部中学校	40	
2001	田原文化会館	20	
	市立中山小学校	10	
2002	市役所本庁舎	20	10kW×1基 5kW×2基(1,890万円)
	波瀬東池ふれあい公園（園内照明）	0.05	18W×3基=54W
	避難誘導看板（一色神社前）	0.08	
	避難誘導看板（赤羽根漁港）	0.08	
2003	セントラルコート	10	
	田原児童センター	3	
	田原斎場駐車場（歩道照明）	0.07	35W×2基
	赤松地区景観道路（景観道照明）	0.11	ハイブリッド型（78W 小型風力発電）
2004	田原市観光情報サービスセンター道の駅田原めつくんはうす（観光案内看板照明）	0.1	ハイブリッド型（760W 小型風力発電）
	市立衣笠小学校（防犯灯）	0.07	ハイブリッド型（200W 小型風力発電）
	田原市消防署	5	
	漆田保育園	3	
	田原市交通公園（園内照明）	0.06	ハイブリッド型（64W 小型風力発電）
	エコパーク（緑が浜2号緑地）（照明灯）	0.06	
2005	白谷海浜公園管理棟太陽光発電	5	
	市立田原中部小学校	5	
	外来者対応施設	3.14	
	高松市民館	10	
	赤羽根市民館	10	
	若戸市民館	10	
	市立童浦小学校	3.3	
	市立田原中学校	0.03	ソーラー照明灯
	避難誘導灯（堀切町）	0.13	常光寺
	避難誘導灯（堀切町）	0.13	寅之神社
2006	避難誘導灯（田原町）	0.13	新町会館
	避難誘導灯（田原町）	0.13	神明社
	避難誘導灯（豊島町）	0.13	中央公園
	中央公園整備事業ハイブリッド照明	0.066	22W×3基+風力発電
	第二東部最終処分場管理棟	4.32	
	東部里山公園東屋（第二東部最終処分場）	0.18	
	東部里山公園（第二東部最終処分場）	0.14	ソーラー照明灯
	市立福江中学校	0.06	ソーラー照明灯
伊良湖岬保育園	3		

	大手公園照明	0.08	20W×4 基
	片西公園時計塔	0.00053	風力発電とのハイブリッド
2007	市立赤羽根中学校	7.1	
	市立大草小学校	0.06	風力発電とのハイブリッド
	市立中山小学校	0.06	風力発電とのハイブリッド
2008	市立野田小学校	5.5	
	築出公園照明	0.08	風力発電とのハイブリッド
	田原市役所	0.17	風力発電とのハイブリッド
	福江市民館	10	
2009	田原駅南公共駐車場照明（LED）	0.34	0.17kW×2 基 風力発電とのハイブリッド
	緑ヶ丘住宅集会場	5.5	
2010	市立神戸小学校	10	
	市立赤羽根小学校	10	
	市立若戸小学校	10	
	市立田原中学校	10	
	市立福江中学校	10	
	水位・雨量監視システム供給電源	0.04	13W×3 か所
	市立田原中学校（ハイブリッドLED）	0.13	
	サンテパークたはら体験工房	8.1	
2011	谷ノ口公園照明灯	0.42	70W×6 か所
	渥美運動公園入口	0.126	
2012	市立伊良湖小学校	0.085	
	市立亀山小学校	0.085	
2013	伊良湖岬中学校避難誘導灯	0.085	
	赤羽根中学校避難誘導灯	0.085	
	中山小学校避難誘導灯	0.085	
2014	田原市給食センター	50	
	避難誘導灯（日出町）	0.01	
2018	ほりきり広場（照明灯）	1.078	
	（フットライト）	0.036	
2020	田原斎場	10	
2021	伊良湖岬小学校	10	
	計	352,062	

6 市公共施設への風力発電施設導入状況

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
2001	蔵王山展望台風力発電設備 ※令和3年度撤去	300	田原市
2003	赤松地区景観道（景観道照明）	0.78	太陽光発電とのハイブリッド
	田原市観光情報サービスセンター 道の駅田原めつくんはうす（観光案内看板照明）	0.76	ハイブリッド型(100W 太陽光発電) ※パシフィックロータリー寄贈
2004	市立衣笠小学校（防犯灯）	0.2	ハイブリッド型(70W 太陽光発電) ※PTA寄贈
	田原市交通公園（園内照明）	0.06	ハイブリッド型（64W 太陽光発電）
2005	エコパーク（緑が浜2号緑地）	0.76	田原市
	田原リサイクルセンター風力発電所	1,980	1,980kW×1基（緑が浜2区） ※第3セクター
2006	中央公園整備事業ハイブリッド照明	0.081	風車 27W×3基
	片西公園時計塔	0.04	太陽光発電とのハイブリッド
	東部里山公園（第二東部最終処分場）	0.45	最大出力 0.9kW
2007	市立大草小学校小型風力発電	0.4	最大出力 0.45kW 太陽光発電とのハイブリッド
	市立中山小学校小型風力発電	0.4	最大出力 0.45kW 太陽光発電とのハイブリッド
2008	築出公園照明	0.062	太陽光発電とのハイブリッド
	田原市役所照明	0.03	太陽光発電とのハイブリッド
2009	田原駅南公共駐車場照明（LED）	0.06	0.03kW×2基 太陽光発電とのハイブリッド
2010	田原市給食センター	1	1kW×1基 平成26年4月稼働
	計	2,285.443	16か所 19基

たはらエコ・ガーデンシティ庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを基本理念とするたはらエコ・ガーデンシティ構想を推進し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするたはらゼロカーボンシティの実現を目指すため、たはらエコ・ガーデンシティ庁内推進本部（以下「庁内本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりに関すること。
- (2) たはらゼロカーボンシティの実現に関すること。
- (3) たはらエコ・ガーデンシティ推進計画（以下「推進計画」という。）の改定等に関すること。
- (4) その他たはらエコ・ガーデンシティ構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内本部に本部長を置き、本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、庁内本部を総括する。
- 4 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内本部の会議は本部長が招集し、会議の議長は本部長が務める。

(庁内検討会議)

第5条 たはらエコ・ガーデンシティ構想の推進に必要な調査及び推進計画の検討、立案等を行うため、庁内本部にたはらエコ・ガーデンシティ庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を置く。

- 2 庁内検討会議は、市民環境部長及び本部長が指名する課長級の職員を委員として組織する。
- 3 庁内検討会議に座長を置き、座長は市民環境部長をもって充てる。
- 4 座長は、必要に応じ庁内検討会議の会議を招集し、会議の議長を務める。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(報告及び連絡調整)

第6条 庁内検討会議は、必要に応じて検討状況等を庁内本部に報告するものとする。

(研究会)

第7条 たはらエコ・ガーデンシティ構想の推進に必要な個別の事案（以下「個別事案」という。）について調査及び研究を行うため、庁内検討会議に各種の研究会を置くことができる。

2 研究会は、個別事案に係る課等の職員により組織する。

3 研究会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（庶務）

第8条 庁内本部及び庁内検討会議の庶務は、市民環境部環境政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内本部及び庁内検討会議の会議運営等に必要事項は、それぞれ会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
本部員	防災局長
	企画部長
	総務部長
	市民環境部長
	健康福祉部長
	産業振興部長
	都市建設部長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
	議会事務局長

「たはらゼロカーボンシティ」の表明について

近年、地球温暖化を一因とした気候変動により、気温や海面水位が上昇し、世界各地で猛暑や豪雨といった異常気象が頻発しています。田原市は、三方を海に囲まれた渥美半島のほぼ全域が市域となっていることから、海面上昇により、台風による高潮や沿岸域の氾濫、海岸侵食などの被害の拡大が心配されます。また、気候変動により、基幹産業である農業の生産にも影響を及ぼすなど様々な問題を引き起こすことが懸念されます。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

このような中、令和2年10月の菅内閣総理大臣による所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、令和2年11月には、衆参両院において気候非常事態宣言が可決されました。

田原市は、環境と共生する豊かで持続する地域づくりを基本理念とする「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進しており、平成20年11月には地球温暖化防止都市宣言を行い、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止に取り組んできました。

田原市の豊富な日照時間や良好な風況を利用した再生可能エネルギーの有効活用や、省エネルギーの推進など、環境との調和を図ったこれまでの地球温暖化対策を継承しつつ、市民、事業者、行政が脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを進めることにより、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「たはらゼロカーボンシティ」を目指すことを表明します。

令和3年1月28日



田原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第3版

●2012年3月策定

●2021年4月一部改定

●2023年4月一部改定

発行:田原市市民環境部環境政策課

電話:0531-23-7401 FAX:0531-23-1832